

## 上北山村有料広告掲載等の取扱いに関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、上北山村(以下「村」という。)の有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、併せて適切な村政情報の提供等に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

### (広告掲載等の対象)

第2条 広告を掲載等することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 村の広報紙
- (2) 村が配布する各戸配布物へ同封する広告チラシ
- (3) 村ホームページ
- (4) 上北山村防災行政情報通信サービス(以下「かみきた通信」という。)
- (5) その他、広告掲載等が可能な資産で村長が個別に定めるもの

### (広告掲載等の範囲)

第3条 掲載等できる広告は、村民生活に関連したものであって、その範囲が次の各号に掲げる、いずれにも該当しないものとする。

- (1) 村の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告(法人その他の団体及び事業を営む個人で、村内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものは除く)、その他これらに類するもの
- (6) 人権侵害のおそれがあるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (9) 村が推奨しているもの等の誤解を招くおそれのあるもの
- (10) 情報の真意及び出所が明確でないもの
- (11) 村税を滞納している者の広告であるもの(納付誓約書を締結し、履行している場合

は除く)

(12) その他、掲載等する広告として妥当でないと村長が認めるもの  
(広告掲載等の順序)

第4条 掲載等できる広告の優先順位は、次の各号に掲げる、順序とする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人及びこれらに類する者の広告
- (2) 法人その他の団体(前号に掲げる者を除く)及び事業を営む個人で、村内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しない者の広告

(広告掲載等の基準)

第5条 広告媒体の掲載位置及び枠数、規格、広告料等に関する基準は、第2条に規定する広告媒体ごとに村長が別に定める。

(広告掲載等の申込み)

第6条 広告を掲載等希望する者は、上北山村有料広告掲載等申込書(様式第1号)に掲載等しようとする広告案を添えて、村長に申し込むものとする。

(広告掲載等の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申込書を受けたときは、広告案の内容を審査し、その掲載等の可否を決定した上、上北山村有料広告掲載等決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 前項に規定する広告掲載等の可否の決定を行うに当たり、同一広告枠に、第4条に規定する広告掲載等の順序を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

3 広告掲載等を可とする決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、村長が指定する期日までに広告の原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告料の納付)

第8条 広告掲載等に係る料金(以下「広告料」という。)は、広告掲載等の決定後村長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、村長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載等の取消し)

第10条 村長は、次の各号に掲げる事態に至った場合は、広告の掲載等期間中であっても、  
広告主に通告することなく広告の掲載等を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告主が広告の原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合
- (4) 広報媒体の編集又は発行上支障がある場合

(広告料の返還)

第11条 広告料は返還しない。ただし、村の都合により広告の掲載等ができなくなったときは返還することができる。

(損害賠償等)

第12条 第10条の規定により広告掲載等を取消した場合において、村は広告主に生じた損害賠償の責任を一切負わないものとする。

- 2 広告掲載等により発生した広告主の損害については、村は賠償の責任を一切負わないものとする。
- 3 広告主が第三者に損害を与えた場合において、該当損害が広告掲載等によるものであっても、村は賠償の責任を一切負わないものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。